

ご議論いただきたい論点

厚生労働省 老健局

本⽇ご議論⼠た⼦たい論点

ひと、くらし、みらいのために

（1）有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方①

（i） 有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等

- 有料老人ホームにおいては、介護保険施設のような設備基準や夜間の体制、生活相談等に関する人員配置基準が定められていないが、特に、介護度の高い高齢者や、複合的な介護・医療課題を有し、専門的ケアを要する高齢者の受け皿ともなっている住宅型有料老人ホームにおける適切なサービス提供が確保されるためにどのような方策が求められるか。
- ホーム入居者に対して、適切なケアプランに基づき、利用者に最適なサービスが提供されるために、住宅型有料老人ホームと居宅介護支援事業所の関係はどうあるべきか。
- 近年、有料老人ホームにおいて適正な手続を経ていない身体的拘束等や経済的虐待の増加が見られるところ、有料老人ホームにおける虐待防止の推進に向けてどのような方策が考えられるか。
- 有料老人ホームにおける事故防止措置（研修、委員会の設置等）や事故が起きた場合の対応（市町村への連絡等）について指導指針に定めがあるが、事故が発生した場合の市町村への事故報告は任意となっている（注：特定施設や、外付けでサービス提供する介護サービス事業者にはそれぞれ報告義務がある。）。全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築することが求められているなか（令和6年度介護報酬改定に関する審議報告）、有料老人ホームにおいてどのような方策が考えられるか。

（1）有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方②

（ii）利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- 多種多様な高齢者住まいが存在している中で、高齢者自身が、自らのニーズに合った高齢者住まいを適切に選択できるようにするため、消費者保護の観点から高齢者に対して提示されるべき情報は何か。その際、行政や関係団体、事業者やケアマネ等にどのような役割が求められるか。
- ホームは入居者等に対し、サービス提供内容、負担費用、職員体制等の入居契約に関する重要な事項を書面で開示することとされているが、消費者保護や入所後のトラブル回避の観点から、契約前の説明の徹底を含め、十分なルールとなっているか。
- 高齢者住まいの入居者紹介について、入居希望者の介護度等に応じた高額な手数料の設定を行う等、入居紹介業における事業運営の透明性に疑念を生じさせる事例が見られたほか、入居紹介業について、入居希望者にとって事業運営や紹介の仕組みが見えづらいという課題や、どのような資格を有する職員が担っているか不透明という課題が指摘されているが、入居紹介業の運営の透明性の確保や消費者保護の観点からどのような方策が考えられるか。

（1）有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方③

（iii）有料老人ホームの定義について

- 高齢者住まいにおけるサービス及びその提供形態が多様化している中、**現行の有料老人ホームの定義（①食事の提供、②介護（入浴・排泄・食事）の提供、③洗濯・掃除等の家事の提供、④健康管理のいずれかを提供）は実情に即しているか。**

（例えば、各個室にキッチンが備えられているような高齢者向け賃貸住宅であって、有料老人ホームとして運営する意図がないにもかかわらず、共用部への食堂の設置等、提供する食事サービス等が定義に該当し、届出義務が発生する場合があります、自治体の判断にばらつきがあると指摘されている。）

（iv）地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業（支援）計画の作成に向けた対応

- 住宅型有料老人ホームでは、自社や外部のサービスと組みあわせ、多様なサービス展開が行われているが、各地域で、必ずしもサービスの提供実態の全体像を把握できていない状況がある。**有料老人ホーム等が介護需要の受け皿になっている状況を、適切に介護保険事業（支援）計画の介護施設等の整備量やその他介護サービスの見込み量に反映させるためには、どのような仕組みが求められるか。**

（2）有料老人ホームの指導監督のあり方

- 有料老人ホームは、制度創設以来、民間の創意工夫を重んじつつ行政による一定の関与を可能とする観点から届出制とされ、都道府県等による事後チェックや指導監督が行われているところ、ホーム数が増加し続けている中で、有料老人ホームの運営やサービスの透明性・質の確保のため行政によるどのような関与が求められるか。また、その際民間の創意工夫を損なわないために留意すべき点は何か。
- 有料老人ホームの増加に伴い、有料老人ホームの経営・運営主体やサービスの提供形態も多様化している。不適切な事業運営があった場合の規制や指導監督、違反事案の発生時の迅速な対応のためには、どのような体制構築が考えられるか。

本検討会においてご議論いただきたい事項

（3）有料老人ホーム等における囲い込み対策のあり方

（i）住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供について

- 住宅型有料老人ホームにおいて、出来高報酬に基づく介護サービス等が提供される場合に、過剰なサービス提供とならないよう、利用者が納得してサービスを受けられることや、ケアマネジャーの有料老人ホーム事業者からの独立性・中立性が確保されるための仕組みとして、どのようなことが考えられるか。
- 住宅型有料老人ホームに併設又は併設でないが自法人若しくは関係法人が運営する介護サービス事業所等のサービス利用を入居条件とし、実態上、住まい事業者が介護サービス等を一体的に提供している場合に、ホームと介護サービス事業所と利用者それぞれの契約関係、サービス提供の責任の所在や事業収支構造が不明確になっているおそれがあると指摘されている。ホームの事業運営の透明性の向上のためどのような方策が考えられるか。

（ii）特定施設入居者生活介護について

- 特定施設入居者生活介護の指定を希望しても、自治体の指定枠がないため、やむを得ず住宅型有料老人ホームとして運営している事業者が一定数あるとの調査結果がある。特定施設入居者生活介護に対する総量規制のあり方や、特定施設への移行策（※）についてどうあるべきか。

（※）第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針において、市町村は、特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム及びサ高住について、必要に応じて都道府県と連携しながら、特定施設の指定を受ける有料老人ホームへの移行を促すことが望ましいこととされている。

- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護が普及していない（6件に留まっている）が、外部サービス利用型についてより活用が進むような方策が考えられないか。

1

前回いただいたご意見の概要（論点 1 関係）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第1回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」においていただいたご意見の概要（論点1 関係）

（1）有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

（i） 有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等

- ◆ 単身世帯が広がる中で生活支援に頼れる親族が身近にいないという方が確実に増えていくため、セーフティネット法で検討される居住サポート住宅との重なり合いも今後出てくるのではないかと。軽費老人ホームあるいは養護老人ホームなどが増えない中で、その受皿になっている事実もあるのではないかと。
- ◆ 低所得の人の問題について、そもそもの社会福祉制度の立てつけ、あるいはその制度の階層性から捉えると、本来は、養護老人ホームや軽費老人ホームに入所すべき人たちが、結果的にその整備が相対的に遅れてきたために、サ高住、住宅型有料に入らざるを得なくて、本人の状況に合った支援あるいはケアが受けられていないのではないかと。
- ◆ 安定的かつ安全なサービスの提供体制のあり方、検討というのは重要であり、その意味では、サ高住等に多いサブリース契約型の事業についても、法的課題があるのではないかと。
- ◆ 併設や同一の関連法人からの囲い込み的なサービス提供は、既にたくさん全国で存在しており、それを否とするのは難しく、逆に人口の過疎地域においては、今後、集住化して集約的にケアを提供せざるを得ないというニーズは高まってくると思う。本人の意思が尊重されていることが重要であり、地域の住民にボランティアに入ってもらって、町中のブラックホールにしないように、地域と交流して透明性を高めていくといった議論が必要ではないかと。
- ◆ 看護や介護の人員配置について、入居者の要介護度や医療ニーズに即して配置されているのか、現状を共有する必要がある。
- ◆ 高齢者の虐待防止に関しては、高齢者の人権の擁護の視点で、介護保険適用のサービスを含めどのサービスであっても、極めて重要な点である。
- ◆ 高齢者の方が暮らしているところでは、対策を講じても起こり得る転倒などの事故もあるが、最大限取組を進めていくという観点で、事故の発生防止に向けた事故情報の収集、改善の対応が非常に重要である。
- ◆ 資料の75ページ（住まい事業者からケアマネへ限度額としてほしいとの要請）について、実質的に同一経営主体のサービス利用やこうした要請を行っておられる個人・法人を届出等により特定し、指導ができるよう、対応策の検討が必要ではないかと。

第1回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」においていただいたご意見の概要（論点1 関係）

（ii） 利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択①

- ◆ 高齢者がいかに早めに住み替えるかをよく議論しているが、やはり相談窓口がない。早めに住み替えるとしても、どこに相談したらいいのかが分からないということが多いため、ちゃんとした相談窓口があれば、紹介料の問題もなく、スムーズに進むのではないかと。
- ◆ 事業者と入居者との間の契約関係というのは、民法や消費者契約法という側面からの検討にとどまらず、いわゆる介護保険契約、福祉契約的な側面、言い換えれば、介護契約の背後には、給付決定という行政行為が組み込まれている。そうすると必然的に公的契約の側面が、有料老人ホームの規約に含まれていることになる。したがって、有料老人ホームが誕生した当時の純粋な私的な契約ではなくなって、公的な規制も加わった契約体系になっているので、非常に問題が複雑化するのではないかと。なお、有料老人ホームの入居者の多くは、通常、様々なサービスを受けたいがために、自分から自宅を住み替えて入居契約を結んでいるので、サービスの提供の中身や質が、何よりも契約の重要な要素になってくるのではないかと。
- ◆ 消費者、利用者にとっては、自分の終の棲家であるため、自分で時間をかけて選択できることが一番だが、実際には入院先から必要に迫られて、限られた期間内に施設を選ばなくてはならないということが増えている。そういった中でも、必要な情報、信頼できる情報を得られるような制度、仕組みが必要ではないかと。本人が実際にその施設に行くことができなくても、病院にいらがらでも、選択して納得して入ることができる、そこで安心して過ごすことができるという環境を整えていく必要があるのではないかと。
- ◆ 介護保険サービスは、保険者の関与のもと、各種の重要事項説明が義務づけられているが、特定施設の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム等への入居契約は、利用者だけでなく、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員にとっても難解な場合が多い。家賃以外の独自のサービス内容等と支払う費用について、十分な説明と理解に基づいた契約がされるような仕組みが必要ではないかと。
- ◆ 介護付きホームと、住宅型・サ高住のサービスの在り方について、外付けサービスと包括のサービスの違いが、一般消費者にとって非常に分かりにくい。お客様に対して、有料老人ホームですから大して変わりませんという説明をしている運営会社がある。人員配置についても、サービスとともに説明する必要がある。我々、協会の中でも、そういう指導や研修はしているが、やはりお客様を目の前にしたときに、入居の相談員等がしっかりと説明ができていないのではないかと。

第1回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」においていただいたご意見の概要（論点1 関係）

（ii） 利用者による有料老人ホームやサービスの適切な選択②

- ◆ 入居の紹介料に関しては、ずっと課題視をしている。お客様の意思とか、お客様に合ったホームを紹介しなければいけないところ、紹介会社が手数料の高いホームに誘導してしまっているのが現状。この問題に関しては、今、何も規制がない。住宅型か、サ高住か、介護付きかも分かりにくい中で、さらにいろいろな理由でこのホームがいいですよと言われてしまうと、誘導されてしまうケースが結構あるのではないか。この問題については、何か規制をかけないといけないのではないか。
- ◆ 報道されている不適切で高額な紹介料がある。この問題について、既に厚生労働省から通知が出ているが、あまり不当な、高額な紹介料というのは、是正するべきではないか。
- ◆ 紹介事業者は任意事業であり、高齢者住まい事業者団体連合会において行動指針遵守事項を定めていただいているが、これらの内容が直接紹介事業者へ通知できるようにするためには、届出や登録制にするなどの対応が必要ではないか。
- ◆ 紹介業者に関して、基本的には市場原理の中で展開されるものであるが、その中で情報の非対称性を埋めるために情報公開がどうあるべきか、情報が公開された上で高齢者が自分でそれを選択や意思決定ができるのか、そこのサポート策を考えることがとても重要ではないか。

第1回「有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会」においていただいたご意見の概要（論点1 関係）

（1）有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

（iii） 有料老人ホームの定義について

- ◆ 参入時と運営中を分けて考える必要がある。参入時については、有料老人ホームの定義とその該当性をどうするのかということに対して、一定の方向性を示したほうがいいのではないか。
- ◆ 未届け有料老人ホームの問題について、非常に対応に苦慮している。例えば妥当性の判断について、解釈の余地があったり、指導に従わない事業者が一定程度あるといったところで、やはり課題があると感じている。この妥当性の考え方であったり、事業を一定程度制限するような処分の考え方の整理を行う必要があるのではないか。

（iv） 地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業（支援）計画の作成に向けた対応

- ◆ 介護保険事業計画を策定する際に、高齢者住宅の供給量を考慮していないところが65%あり、考慮しているところは30%にとどまっている。これは、第8期の介護保険事業計画において考慮することになっているので、より周知が必要ではないか。地域によっては、今後の介護需要の推計によって、急増するところ、平行移動するところ、減少するところ様々となることが見込まれる。特に高齢者住宅の入居の3割から5割程度が要介護3以上であり、介護保険施設の代替機能を果たしている。低所得者向けの補足給付がないため、所得水準は十分考慮する必要はあるが、介護保険事業計画策定の際には、しっかりと考慮する必要があるのではないか。